館山市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，館山市地域おこし協力隊事業実施要綱（以下「実施要綱」という。)第２条に規定する館山市地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）に対し，実施要綱第８条第２項の規定に基づき，館山市地域おこし協力隊活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し，館山市補助金等交付規則（平成19年３月30日規則第31号。以下「規則」という。）で定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　この要綱により，補助金の交付の対象となる者は，隊員とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第３条　この要綱により，補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表のとおりとする。

２　前項の補助金の額に１円未満の端数が生じる場合は，これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする隊員は，規則第５条第１項に定める補助金等交付申請書に，次に掲げる書類のうち必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)館山市地域おこし協力隊活動計画書（別記第１号様式）

(２)契約書又は見積書等の写し

(３)前２号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第５条　市長は，前条の申請書の提出があったときには，その内容を審査し，その内容が適当と認められるときは，規則第６条第３項に定める補助金等交付決定通知書により，当該申請をした隊員に通知するものとする。

（状況報告）

第６条　市長は，前条の規定により交付決定した隊員（以下「補助対象隊員」という。）に実施要綱第５条に基づく報告と併せて補助対象経費の支出状況について報告を求めることができる。

（変更の申請）

第７条　補助対象隊員は，活動が次の各号のいずれかに該当するときは，館山市地域おこし協力隊活動費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第２号）に第４条各号に掲げる書類のうち変更等に係るものを添えて，市長に申請しなければならない。

(１)補助対象経費の２０％を超える増額又は減額をしようとするとき

(２)事業内容の重要な部分を変更しようとするとき

(３)活動を中止し，又は廃止をしようとするとき

（変更等の承認の決定）

第８条　市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，変更等の承認の可否及び変更等の後の補助金額を決定するものとする。

２　市長は，前項の規定による決定をしたときは，館山市地域おこし協力隊活動費補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第３号）により変更の申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助対象隊員は，補助事業を完了したときには，規則第13条第１項に定める補助事業等実績報告書に，次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）収支計算書

（２）領収書等の写し

（３）前２号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

２　前項の実績報告書は，補助事業を完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該活動年度の３月末日までのうち，いずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条　市長は，前条第１項の実績報告書の提出を受けたときには，その内容を審査し，その内容が適当と認められるときは，交付すべき補助金の額を確定のうえ，規則第14条に定める補助金等交付確定通知書により補助対象隊員に通知するものとする。

(概算払)

第11条　市長は，規則第16条ただし書の規定により，補助事業の目的を達成するために必要があると認めるときには，第５条の交付決定通知又は第８条第２項の変更承認決定通知を受けた隊員の請求により，補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

２　補助対象隊員は，前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときには，規則第17条第１項に定める補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求等）

第12条　第10条の通知を受けた補助対象隊員が，補助金の交付を受けようとするときは，

規則第17条第１項に定める補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

２　第11条の規定により補助金の概算払による交付を受けた補助対象隊員は，前条の通知により，その交付確定額が概算払による交付額を下回っていた場合には，市の求めに応じ，その差額を速やかに返還しなければならない。

（関係書類の保存）

第13条　補助対象隊員は，補助事業に係る関係書類を整理し，補助事業が完了した日の

属する年度の翌年度から起算して５年間これを保存しなければならない。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

　　　附則

　この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 隊員に係る住宅及び駐車場の賃借料（敷金，礼金及び水道光熱費を除く。） | 左欄に掲げる経費の合計額に相当する額。  ただし，一の年度において，2,000,000円（以下この欄において「上限額」という。）を限度とする。この場合において，隊員の委嘱日が年度の中途である場合は，上限額を12で除した額に，当該委嘱日の属する月以後の年度内月数を乗じて得た額を限度とする。 |
| 活動に係る車両借上料 |
| 活動に係る車両の燃料費 |
| 活動に係る情報発信に要する通信経費 |
| 活動に係る備品，消耗品等の購入又は借上に要する経費 |
| 活動の関係者等との調整・協議等に要する経費 |
| 活動に必要な知識の習得，隊員の能力向上を目的とする研修の受講等に要する経費 |
| その他，活動のために市長が必要と認める経費 |